

❀申請にあたっての注意事項❀

◆添付が必要な書類について

- ①申請者の本人確認書類（マイナンバーカードの表面、健康保険証の写し等）
- ②申請者名義の通帳、キャッシュカードの写し等、振込先の口座番号が分かる書類※口座がなく、窓口での現金支給を希望される方は不要です

◆対象児童について

次の①②の両方に該当する児童

- ①令和6年10月31日時点で柏市に住民登録のある児童
- ②中学3年生または高校3年生相当の年齢の児童
 - ・平成21(2009)年4月2日～平成22(2010)年4月1日生まれ
 - ・平成18(2006)年4月2日～平成19(2007)年4月1日生まれ

◆申請者について

原則、対象児童分の児童手当を受給しているかたが申請してください。ただし、児童手当受給者が単身赴任等で他市に住民登録している場合などは、児童と同居して児童を養育しているかたがご申請ください。

児童が学校の寮に居住している場合など、児童と同居している保護者がいない場合は、その児童分の児童手当を受給しているかたがご申請ください。

◆申請期限について

令和7年2月28日（金）必着です。申請期限経過後は申請の受付はできません。

◆同じ世帯にいる児童について、保護者が異なる場合

児童の父母等の保護者からご申請いただく必要がありますので、申請書をコピー等して、それぞれの保護者が養育する児童分についてご申請ください。

例：同居している姉妹がそれぞれ自分の子を養育している場合は、各自が自分の子の分のみをご申請ください。

◆振込み予定について

申請を受理してから約1ヶ月後の振込みとなります。振込みの日程は、柏市ホームページでご案内します。振込み後の通知はしませんので、通帳を記帳等してご確認ください。申請から1ヶ月以上経過しても振込みが確認できない場合には、ご連絡ください。なお、何らかの事情により、申請が却下となった場合にのみ、通知文を送付します。

💡💡💡 よくある質問 💡💡💡

Q 申請は児童の父母のどちらでもよいですか。また、児童の祖父母が申請することもできますか。

A 申請者についての考え方は次のとおりです。

①父母ともに児童と同居している場合：児童の主たる生計維持者（児童手当受給者）が申請

②父または母の一方のみが児童と同居している場合：同居のかたが申請

③父母が児童と同居していない場合：同居している祖父母等が児童を養育し、児童の生活費の一部を負担している場合には、祖父母等が申請

④児童が学校の寮などに住民登録している場合で、児童と同居する保護者がいない場合：児童手当受給者が申請（他市に住民登録のある保護者でも申請可）

※児童の父母以外のかたの申請については、養育状況等を確認させていただくことがあります。

Q 既に柏市から転出していますが、申請できますか。

A 児童の転出日が令和6年10月31日の翌日以降であれば申請可能です。

Q 振込先口座を子どもの口座や代理人の口座にできますか。

A 振込みは、申請者の口座に限られます。

Q オンラインで申請した場合は、申請書の提出は必要ですか。

A どちらかの申請方法を選んで、片方からのみご申請ください。二重に申請しないようご注意ください。

Q 施設に入所している児童分も申請できますか。

A 措置により市内の施設に入所している児童分は施設に支払います。誤って申請し給付金を受給した場合には、返金していただくこととなります。

Q 子どもが他県の中学校または高校に進学し、寮生活をしていますが申請できますか。

A 支給対象は、原則、令和6年10月31日（基準日）時点で住民登録のある児童分のみとなりますが、教育を受けることを目的として市外に住民登録をしている児童分については、給付金を受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。